

中東知的財産ニュースレター Vol.53

サウジアラビア — 商標模倣に対する処罰と侵害の取締りに向けた当局の努力

商標侵害を抑止するため、2021年4月22日、サウジアラビア商業投資省の報道官は、商標の模倣に関与した犯罪者に対して厳しい措置をとると発表した。今後は、上記の犯罪者に対して1年以下の禁錮および/または100万サウジリヤル以下の罰金が科されることになる。これらの処罰は、登録商標の偽造や、偽造または模倣された商標を表示した製品を陳列、販売または所持している者に対して科される¹。

サウジアラビアに適用される湾岸協力会議（GCC）の統一商標法（GCC 商標法）の第42条および43条は商標侵害に関わる処罰について定めた規定であるが、第42条の規定によれば、侵害行為に対する処罰は1か月以上3年以下の禁錮および5000サウジリヤル以上100万サウジリヤル以下（または他のGCC諸国通貨で相当する金額）か、上記の2種類の処罰のいずれか一方とされている。

知的財産の執行に関する2020年度の年次報告によれば²、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は税関と協力して組織的な取締りを実施し、200万点を超える模倣品を破棄したという。この措置により、マスメディアで報道された範囲を超えたフォローアップと監視が行われている。さらに、SAIPはメディア省と協力して組織的な取締りを行い、350万点を超える模倣著作物を破棄している。この措置は所轄の委員会によって承認されたものである。

SAIPは、当局の法執行システムにより知財保護の向上を図っており、当局の活動の質を保証し、自局と民間セクターとの間で透明性を拡大して、魅力あるビジネス環境を確保するためにサウジアラビアにおける知財法および知財規則の遵守を保証しようとしている。

アラブ首長国連邦 — アジュマン首長国が推定価格で3,000万UAEディルハム（米ドル換算で\$8,167,721）に相当する模倣品を押収

2021年6月1日、アジュマン首長国内務省傘下のアジュマン警察本部は、高級欧米ブランドの模倣品12万点を押収したと発表した。模倣品の存在に関する告発状がブランド権利者から警察の犯罪捜査課に提出されたために捜査が実施され、今回の模倣品押収に至ったので

¹ https://twitter.com/spokesman_mc/status/1384963975599755265

² <https://static.saip.gov.sa/ar/n/o/web/Respect%20Report%202020.V14-EN.pdf>

ある。押収された模倣品には皮革製品、衣類、アクセサリ、腕時計、サングラス等が含まれている³。

2021年5月23日、アジュマン首長国経済開発局（Ajman Department of Economic Development）消費者保護管理部（Department of Control and Consumer Protection）が店舗や市場を対象として6,044回に及ぶ現地視察を実施した結果、167件の違反が記録され、23か所の施設が閉鎖されただけでなく、565の施設に対する注意喚起と384の施設に対する警告がなされたとの発表があった。2021年第1四半期には上記の他にも221件の告発が監督官庁によって処理されており、その中には商標および商業詐欺の取締りに関する苦情が12件含まれている⁴。

ブランド権利者が自ら権利を行使したり、アジュマン首長国における模倣との戦いに必要な措置を講じたりする際に、アジュマン首長国の当局が非常に協力的なのは権利者にとって心強いことである。上述したような積極的な取締りにより、商標権者からの告発は2020年と比較して3%減少し、違反件数も29%減少している⁵。

侵害行為を取り締まる手段の一つとして、アジュマン首長国経済開発局は、「商標侵害問題に関する判断要請」（Request for Consideration of Trademark Infringement Dispute）と称するオンラインサービスを提供しており、商標権者はこのサービスを利用して商標侵害に関する告発を行うことにより、自らの商標を安全に保護することができる⁶。

カタール — 知財関連法案が承認される

国際サッカー連盟（FIFA）の商標、著作権および著作隣接権の保護に関する法案が、カタール内閣によって承認された。

この法案は諮問会議（Shura Council）に付託され、その検討を仰ぐこととなった。

同法案には、特に、FIFAの商標登録、著作物、録音物、実演家による実演、FIFAのラジオ番組の当局への預託に関わる規定が含まれている。この預託は、FIFAまたは前記の知財に関するFIFAの代表者の要請に応じて行われる。

³ <https://www.ajmanpolice.gov.ae/portal/Front/post/news/4253>

⁴ <https://www.ajmanded.ae/en/25may2021.aspx>

⁵ <https://twitter.com/Ajmanded/status/1389501147799511040?s=20>

⁶ <https://www.ajmanded.ae/en/doc/serguide/ser80.pdf>

アラブ首長国連邦 — 植物品種保護に関する手数料が免除に

植物品種保護すなわち「植物育成者権」とは、新たな植物品種を育成した者に与えられる知的財産権の一形態で、これにより育成者権者は保護対象の品種の利用に関して排他的な権利を得ることになり、第三者が事前に育成者権者の同意および許可を得ることなく当該植物品種を利用することを禁じ、当該植物品種の使用許諾または譲渡を行い、侵害に関して法的な手続をとることが可能になる。それだけでなく、育成者権者は当該植物品種の市場提供や輸出入に従事する権利を得る。

知的財産権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）および世界貿易機関（WTO）の一員として、UAE は植物品種および植物育成者に対する保護を提供している。しかし、UAE はまだ「植物新品種の保護に関する国際連盟」（UPOV : International Union for the Protection of New Varieties of Plants）に加入していない。

国内法に関して言えば、UAE は「植物品種の保護に関する 2009 年連邦法第 17 号」（以下「植物品種保護法」という）を施行しており、2012 年省令第 598 号により同法の施行規則を適用している。

2017 年 7 月 10 日付で採択された 2017 年省令第 377 号によれば、連邦気候変動環境省（MOCCAЕ : Ministry of Climate Change and Environment）の下位機関である農業開発保健長官（Director of Agricultural Development & Health）は、UAE における新規の植物品種および植物育成者の登録を管轄する登録官とされている。

「MOCCAЕ のサービス料金に関する 2021 年閣議決定第 30 号」に従い、MOCCAЕ は、同省が提供するサービス 44 種に関する手数料を引き下げるとともに、2021 年 5 月 1 日から起算して 6 か月の期間については手数料を免除すると発表した。

料金免除の対象となるサービスの中には、新規植物品種の登録および審査に関わる手数料が含まれている（従来の料金はいずれも 10,000 UAE ディルハム）。新品種の創造とその登録を奨励するため、これらサービスに関する料金が免除されたのである。

さらに、有機農業を推進し、国内の農業生産における有機肥料の使用を奨励するため、オーガニック製品に関する「オーガニック」（有機栽培）のロゴの使用許可料（従来は 5,000 UAE ディルハム）が今後は免除されることになる。

植物品種が以下の条件を満たしている場合、その品種は UAE において保護適格かつ登録適格とされる：1) 新規であること；2) 独自性または区別性を備えていること；3) 均一性を有していること；4) 安定性があること；5) 健康または環境に有害でないこと；6) イスラム法または UAE の適用法規に違反しないこと。

「植物品種保護法」に基づく保護期間は、植物育成者権が付与された日から収穫年度にして 20 年となっている。ただし、樹木の品種に関する保護期間は例外で、植物育成者権が付与された日から 25 年とされている。

サウジアラビア — 「商標登録のための商品及び役務の分類に関するニース協定」に加入

「商標登録のための商品及び役務の分類に関する 1957 年 6 月 15 日付ニース協定」（1967 年 7 月 14 日付でストックホルムにおいて改定；1977 年 5 月 13 日付でジュネーブにおいて改定；1979 年 9 月 28 日付で改正）への加入書をサウジアラビアが 2021 年 4 月 22 日に預託した件に関して、世界知的所有権機関（WIPO）事務局長が発表・通達を行った。

ニース協定は 2021 年 7 月 22 日付でサウジアラビアについて効力を発生する予定である。

サウジアラビアは、今年ニース協定へ正式加入するが、同国は、国際的な水準を維持するという意向から、自国の商標登録手続において商品および役務に関する商標出願を審査する際には、登録の対象となる商品および役務についてすでにニース分類を採用している。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 53

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。